

秩父市避難行動要支援者管理システム使用
(長期継続契約)

プロポーザル選考要領

令和7年9月

秩父市
福祉部社会福祉課

目 次

I.	目的.....	1
1.	選考要領の目的.....	1
II.	審査体制.....	1
1.	体制.....	1
2.	役割.....	2
III	審査手順.....	2
1.	一次審査手順.....	2
2.	二次審査手順.....	2
III.	審査内容.....	3
1.	評価得点配分.....	3
2.	評価基準.....	3
3.	失格.....	3
4.	結果通知.....	4
5.	問い合わせ先.....	4

I. 目的

1. 選考要領の目的

選考要領を策定した目的は以下のとおりである。

- (1) 秩父市仕様書で示した内容に基づいて、最適なシステム導入を実現すること。
- (2) 事業者の選考にあたり、公平、公正な審査を実施すること。
- (3) 秩父市避難行動要支援者管理システムを導入し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を適正に管理すること。

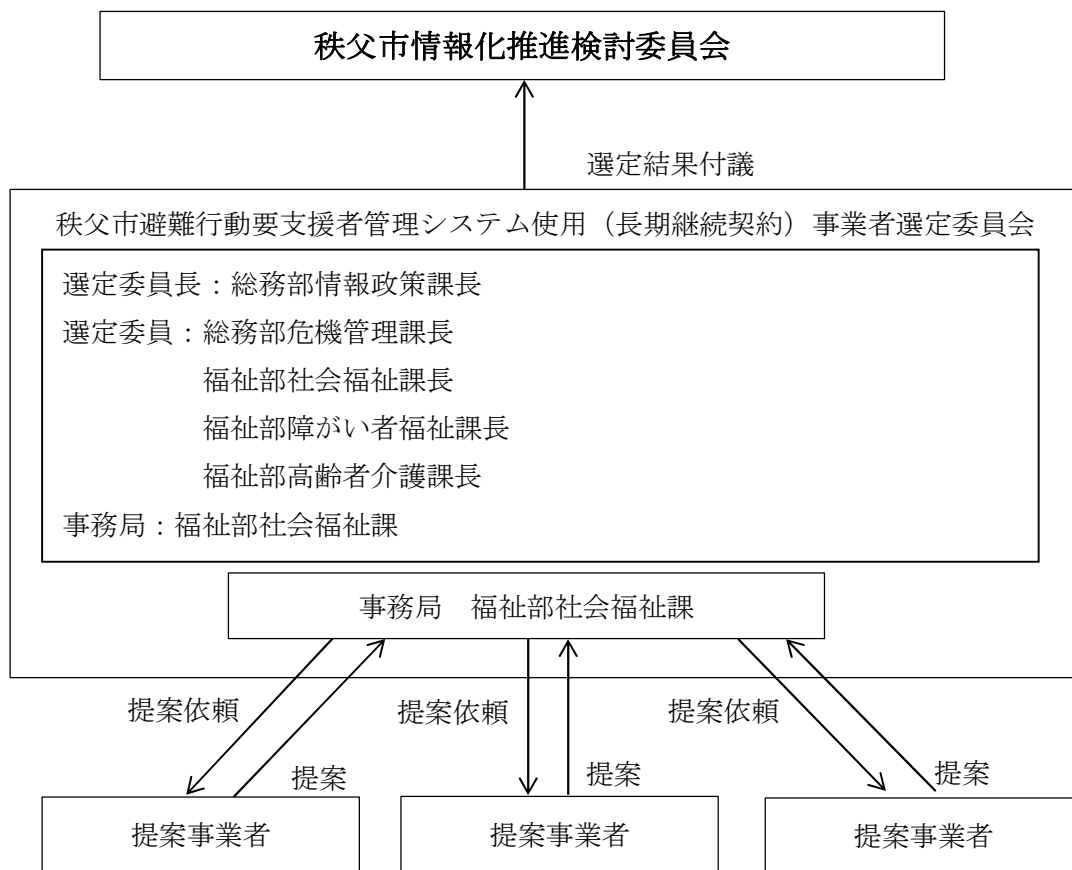
II. 審査体制

1. 体制

秩父市では避難行動要支援者管理システム使用（長期継続契約）にあたり、操作性、業務効率化、コスト削減、機能強化等の目的を実現するため、公募型プロポーザルによる事業者選定を実施することとなった。

避難行動要支援者管理システム使用（長期継続契約）の事業者の選考にあたっては、秩父市避難行動要支援者管理システム使用（長期継続契約）の事業者選定委員会（以下、選定委員会）を設置し、審査を実施することとした。

(1) 体制図



2. 役割

会議体		メンバー	役 割
情報化推進検討委員会		総務部情報政策課	・選定委員会の審査結果の承認
選 定 委 員 会	選定委員長	総務部情報政策課長	・選定委員会における審査取りまとめ ・選考要領にしたがい、審査を実施
	選定委員	総務部危機管理課長 福祉部社会福祉課長 福祉部障がい者福祉課長 福祉部高齢者介護課長	・選考要領にしたがい、審査を実施
	事務局	福祉部社会福祉課	・選定委員会の庶務処理 ・提案事業者との連絡調整

Ⅲ 審査手順

1. 一次審査手順

- (1) 選定委員会委員は、事業者から提出された提出文書に対し、秩父市避難行動要支援者管理システム使用（長期継続契約）プロポーザル評価基準書（以下、評価基準書）に基づき評価を実施する。
- (2) 提案書に対する各選定委員の採点結果および機能要件表（様式第5号）の充足状況により、技術点を算出する。
- (3) 年度別見積総括表（様式第6号）により、価格点を算出する。
- (4) 技術点、価格点の合計により、一次審査の得点を算出する。
- (5) 一次審査の得点が同点であった場合、技術点の得点により順位を決定する。
- (6) 一次審査の得点、技術点が同点であった場合、提案書の得点により順位を決定する。

2. 二次審査手順

- (1) 提案事業者は実施要領に基づき、プレゼンテーション、デモンストレーションを実施する。
- (2) 選定委員会委員はプレゼンテーション、デモンストレーションに対し評価基準書に基づき評価を実施する。
- (3) 事務局は選定委員会委員が採点を行ったデモンストレーション、プレゼンテーション評価書の集計を行い、デモンストレーション、プレゼンテーション得点を算出する。
- (4) 一次審査での得点とプレゼンテーション、デモンストレーション得点を合算し二次審査の得点（最終得点）を算出する。
- (5) 最終得点が同点であった場合、技術点の得点により順位を決定する。
- (6) 最終得点、技術点が同点であった場合、デモンストレーションの得点により順位を決定する。
- (7) 最終得点、技術点、デモンストレーションの得点が同点であった場合、提案書の得点により順位

を決定する。

- (8) 最終得点、技術点、デモンストレーション、提案書の得点が同点であった場合、機能要件表の得点により順位を決定する。
- (9) 一次審査で3事業者以上から提案があった場合、一次審査の得点の上位2事業者を二次審査の対象とする。参加事業者が2事業者である場合は全事業者に対し二次審査を実施する。
- (10) 前項の規定に関わらず、以下の場合には二次審査を実施せず、一次審査の結果のみで最終順位を決定する。

ア 提案事業者が1者のみのとき

イ 一次審査の結果、上位2事業者の得点差が125点以上のとき

III. 審査内容

1. 評価得点配分

(1) 一次審査

評価項目	内 容	得 点
提案書	選定委員会による評価点を集計	150
機能要件表	指定様式によって算出	100
年度別見積総括表	指定様式によって算出 (最安値／見積金額×500点)	500
		計 750

(2) 二次審査

評価項目	内 容	得 点
一次審査結果		750
プレゼンテーション	選定委員会による評価点を集計	100
デモンストレーション	選定委員会による評価点を集計	150
		計 1000

2. 評価基準

評価項目ごとの具体的な評価方法と配点は、評価基準書として別に定める。評価基準書は事業者に対して公開しない。

3. 失格

提案事業者は、以下の事項に該当した者は失格とする。

- ① 秩父市に提出する文書に虚偽の記載をした者。
- ② 秩父市に提出する文書の提出期限を超過した者。
- ③ 二次審査を行う場合において、プレゼンテーション、デモンストレーションの実施ができなかった者。

- ④ 参加申請以降において、秩父市避難行動要支援者管理システム使用（長期継続契約）実施要領に規定する参加資格を満たさなくなった者。

4. 結果通知

- (1) 一次審査結果は、令和7年10月24日に一次審査参加事業者に対し文書で通知する。なお二次審査の有無や対象者に対しては結果通知時に、プレゼンテーション・デモンストレーション実施日程について連絡を行う。
- (2) 二次審査結果および優先交渉権者決定通知は、情報化推進検討委員会の承認後速やかに文書で通知する。
- (3) 提案事業者は審査について説明を求めることができる。説明を求める場合、審査結果通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に説明を求める内容を記載した文書を秩父市社会福祉課に提出するものとする。
- (4) 提案事業者からの審査に関する異議申し立ては認められない。

5. 問い合わせ先

- (1) 事務局 秩父市福祉部社会福祉課 田島
- (2) 住所 〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号
- (3) 電話 0494-25-5204（直通）
- (4) 電子メール fukushi@city.chichibu.lg.jp

以上